

# 青森県報

第三千九百七十七号

平成二十七年  
四月一日  
(水曜日)

雑 報

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により地方  
独立行政法人青森県産業技術センターが定める開示請求が  
あった場合において直ちに開示することができる保有個人  
情報の一部改正

地方独立行政法人青森県産業技術センター

## 告 示

青森県告示第二百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成二十七年四月一日に係る包括外部監査契約を締結したため、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十七年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

倉成 美納里

八戸市大字本徒土町三の三

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百十六号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の

## 目 次

### 告 示

包括外部監査契約の締結

(行政経営管理課) …… 一

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更

(税務課) …… 一

県内全域を東青地域県民局の所管区域とする保健、医療、

公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務の一部改正

(健康福祉政策課) …… 二

補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任の一部改正

(農林水産政策課) …… 二

基本測量の終了

(監理課) …… 二

道路の区域の変更

(道路課) …… 二

道路の供用の開始

(同) …… 三

青森県指定金融機関等の指定の一部改正

(会計管理課) …… 三

公 告

### 公 告

主要農作物奨励品種の指定

(農産園芸課) …… 三

建設業者の許可の取消し

(三八地域民局) …… 四

選挙管理委員会

(事務局) …… 五

個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正

(事務局) …… 五

人事委員会

(事務局) …… 五

人事委員会規則七

(職員課) …… 五

正する規則

(職員課) …… 五

（一）（特地勤務手当等）の一部を改

（職員課） …… 五

正する規則

（職員課） …… 五

五前段の規定により告示する。

平成二十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

|     |           |        |                 |          |
|-----|-----------|--------|-----------------|----------|
| 区分  | 名 称       | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 変更年月日    |
| 変更前 | 十和田石油株式会社 | 田中 貞子  | 十和田市元町西一丁目三の三一  | 平成二五・四・三 |
| 変更後 |           | 田中 進   |                 |          |

青森県告示第二百十七号

平成二十五年四月一日青森県告示第三百六号（県内全域を東青地域県民局の所管区域とする保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第八号中「家庭的保育事業」を「病児保育事業」に改める。

青森県告示第二百十八号

平成十九年四月一日青森県告示第二百六十三号（補助金等の交付に関する事務の地域県民局長への委任）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第七号中「青森県畜産担い手育成総合整備事業費補助金交付要綱」を「青森県草地畜産基盤整備事業費補助金交付要綱」に改める。

青森県告示第二百十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間

平成二十六年五月二十日から平成二十七年二月二十八日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

青森県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月三十日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

|      |       |     |       |        |       |       |    |
|------|-------|-----|-------|--------|-------|-------|----|
| 図面番号 | 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|------|-------|-----|-------|--------|-------|-------|----|

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 2                                     | 1  |
| 県道                                    | 国道                                       |
| 三沢七戸線                                 | 二七九号                                     |
| 三沢市春日台一丁目一五二の五六から<br>三沢市春日台一丁目一二二の九まで | 上北郡横浜町字泊川五四の五五九から<br>上北郡横浜町字雲雀平一の一四まで    |
| 後                                     | 前  |
| 一二・〇〇メートル                             | 八・〇五メートルから<br>三三・六七メートルまで                |
| 七八・〇〇メートル                             | 一三〇・〇七メートル<br>一〇・四三メートルから<br>一〇・四五メートルまで |
| 七八・〇〇メートル                             | 一三〇・〇七メートル                               |

青森県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年四月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

|             |  |          |
|-------------|--|----------|
| 路線名         | 供用開始の区間                                | 供用開始の期日  |
| 県道水喰上北町停車場線 | 上北郡東北町字往来ノ下三〇の一から<br>上北郡東北町字往来ノ下三五の一まで | 平成二七・四・一 |

青森県告示第百二十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

公 告

主要農作物奨励品種の指定

青森県主要農作物奨励品種規程（昭和六十年四月青森県告示第百九十一号）第三条第一項の規定により主要農作物の奨励品種を指定したので、同規程第四条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 種類の名称 水稻
- 二 品種の名称 「青天の霹靂」
- 三 品種の来歴

「青天の霹靂」（青系一八七号）は、「北陸二〇二号／青系一五七号」の雑種第一代を母、「青系一五八号」を父とした交雑後代から育成された。平成十八年に青森県農林総合研究センター（現 地方独立行政法人 青森県産業技術センター農林総合研究所）において人工交配を行い、同年温室で雑種第一代を栽培し、平成十九年には雑種第二代から雑種第四代までの三世代を温室で栽培した。平成二十年に雑

八戸農業協同組合南郷支店

八戸市南郷区大字市野沢

を

八戸農業協同組合南郷支店

八戸市南郷大字市野沢

に改める。

種第五代で個体選抜を行い、平成二十二年（雑種第六代）以降は系統として栽培し、選抜を繰り返し固定を図ってきた。平成二十二年に生産力検定予備試験及び特性検定試験に供試し、平成二十三年に生産力検定試験、系統適応性検定試験及び特性検定試験に供試し有望と認められたので、「青系一八七号」の地方系統名を付し、平成二十四年からはあもり米優良品種選定試験に供し、県内の地域適応性を検定してきた。平成二十六年で雑種第十一代である。

四 品種の特性の概要

1 形態的特性

- (一) 移植時の苗長は「つがるロマン」よりやや長く、葉色は「つがるロマン」よりやや淡い。
- (二) 生育初期の草丈は「つがるロマン」よりやや長く、茎数は「つがるロマン」並で、葉色は「つがるロマン」よりやや淡い。
- (三) 稈長は「つがるロマン」よりやや短く、穂長、穂数は「つがるロマン」並である。
- (四) 稈は「つがるロマン」よりやや太く、耐倒伏性は「つがるロマン」より一ランク強い「やや強」である。
- (五) 粒着密度は、「つがるロマン」より一ランク低い「中」である。芒の長短は「つがるロマン」並の「短」で、芒の多少は「つがるロマン」より一ランク多い「やや多」である。ふ先色は「つがるロマン」と同じ「白」である。

2 生態的特性

- (一) 出穂期・成熟期とも「つがるロマン」より一日程遅く、早晩性は「つがるロマン」並の「中生の中」に属する稈種である。
- (二) 障害型耐冷性は、「つがるロマン」より一ランク強い「強」である。
- (三) いもち病抵抗性は、葉いもちが「つがるロマン」より一ランク強い「極強」、穂いもちが「つがるロマン」より一ランク強い「強」である。
- (四) 穂発芽性は、「つがるロマン」より一ランク発芽しにくい「難」である。
- (五) 玄米収量は、「つがるロマン」並かやや少ない。

3 品質・食味特性

- (一) 玄米千粒重は、「つがるロマン」よりやや重い。
- (二) 玄米品質は「つがるロマン」と同じ「上中」であるがやや優り、検査等級は「つがるロマン」並かやや優る。
- (三) 玄米タンパク質含有率は「つがるロマン」並かやや低く、白米アミロース含

有率は「つがるロマン」よりやや低く、味度は「つがるロマン」並である。  
 (四) 飯米は「つがるロマン」より粘りが強く、「つがるロマン」よりやや柔らかく、食味は「つがるロマン」より優る。

4 栽培適地

津軽中央地帯及び津軽西北地帯

5 栽培上の留意点

- (一) 苗が徒長しやすいため、は種量、育苗中の温度管理及び水管理を適正に行う。
- (二) 極良食味米を生産するため、施肥窒素総量は、「つがるロマン」より十アールあたり1kg程度減らす。また、追肥時期は幼穂形成期とし、それ以降は行わない。
- (三) 障害型耐冷性は「強」であるが、幼穂形成期以降の低温時は深水管理を行い幼穂を保温する。
- (四) 良食味米生産のため、山間冷涼地では作付しない。

五 指定の理由

「青天の霹靂」は、「つがるロマン」に比べ食味が優れ、耐冷性やいもち病抵抗性が強いなど栽培特性が優れているほか、米卸業者等を対象に行った市場調査の結果も良好であることから、奨励品種に指定することにより、県産米の競争力強化と安定生産に資する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 中光工務店有限公司
- 二 代表者の氏名 中村 和也
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字石手洗字梨子木平五の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第九五九二号
- 五 取消年月日 平成二十七年三月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業に係る一般建設業の許可  
取消しの原因となった事実

平成二十七年二月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

表中

|                 |   |              |
|-----------------|---|--------------|
| 八戸市島守コミュニティセンター | " | 南郷区大字島守字小山田八 |
| 八戸市島守コミュニティセンター | " | 南郷大字島守字小山田八  |
| 十三コミュニティセンター    | " | 十三深津一八七の一    |
| 十三コミュニティセンター    | " | 十三深津一八七の一    |
| 一野坪コミュニティセンター   | " | 大字一野坪字早蕨七の四  |
| 南部コミュニティセンター    | " | 中央四丁目一三〇     |

に改める。

を

に、

を

### 人事委員会

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

別表第一中 人事委員会規則七 一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

|                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 「上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所 | 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二 |
| 「畜産課職員六ヶ所村駐在           | 上北郡六ヶ所村大字平沼字田面木二七二  |

を

|                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 「上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所 | 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二 |
|------------------------|---------------------|

に改め、下北教育事務所社会

教育主事佐井村駐在の項を削る。

別表第二中

|                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 「五所川原警察署相内警察官駐在所 | 五所川原市相内岩井八一の一〇六   |
| 「三戸警察署上郷警察官駐在所   | 三戸郡田子町大字山口字道前一三の二 |
| 「五所川原警察署相内警察官駐在所 | 五所川原市相内岩井八一の一〇六   |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑

報

地方独立行政法人青森県産業技術センター告示第一号

平成二十一年九月九日地方独立行政法人青森県産業技術センター告示第一号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により地方独立行政法人青森県産業技術センターが定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

地方独立行政法人青森県産業技術センター

理事長 渋 谷 義 仁

表中「地方独立行政法人青森県産業技術センター本部事務局企画経営室」を「地方独立行政法人青森県産業技術センター本部事務局総務室」に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭